

## 令和3年度第1回 栃木市入札適正化委員会 議事概要

1. 日 時 令和3年10月21日（木）午後1時34分から午後2時55分
2. 会 場 栃木市役所 3階 301会議室
3. 出席者 委 員 小林委員長、飯島副委員長、諏訪委員、児玉委員  
事務局 経営管理部長  
契約検査課長  
契約検査課副主幹兼契約係長  
契約検査課課長補佐兼検査係長  
契約検査課契約係職員2名
4. 議 題 (1) 入札及び契約手続きの運用状況等についての報告  
(2) 抽出事案についての審議  
(3) その他

### 5. 会議概要

会 議 概 要	
(事務局)	開会を宣言する。
<b>【議題（1）】</b>	
(委員長)	事務局から報告をお願いする。
(事務局)	<p>令和3年1月1日から6月30日までの6か月間の入札及び契約手続きの運用状況等について報告する。</p> <p>総契約件数は90件、契約金額は32億4,585万2,500円である。内訳として、条件付一般競争入札が44件、契約金額が29億198万7,000円、指名競争入札が46件、契約金額が3億4,386万5,500円である。全体の平均落札率は95.28%、条件付一般競争入札は95.37%、指名競争入札では95.19%であった。</p> <p>令和3年1月1日から6月30日の期間における指名停止は、4件、4者であった。1件目は、栃木簡易裁判所から労働安全衛生法違反で業者及びその従業員がそれぞれ罰金20万円の略式命令を受けたことによるものである。2件目は、請負契約を締結したにもかかわらず、受注者の責めに帰すべき事由により、契約解除となったことによるものである。3件目は、贈賄の容疑で社員3名が兵庫県警に逮捕されたことによるものである。4件目は、請負契約を締結したにもかかわらず、受注者の責めに帰すべき事由により、契約解除となったことによるものである。</p> <p>建設工事の談合に関する情報は寄せられていない。</p>
<質疑応答>	
(委員)	近年で契約違反による指名停止というのは記憶にないが、今

回は2件ある。落札して契約後の契約解除で、受注者の責めに帰すべき理由と書いてあるが、具体的にどのような理由があったのか。また、契約解除をすれば、当然工事は遅れて、工事内容によれば近隣住民あるいは近隣外の市及び市外の方々も含めて不便を被るようなことになると思う。そういうことをした業者に対する違約金のような制度はないのか。

(事務局)

まず2件目は、契約解除をするにあたり、契約解除の申立書というのが業者から提出されている。その内容によると、社長の体調不良によるということで、社長が体調不良で現場の指揮等が出来なくなってしまったということと、下請業者を探していたが見つからなかったということになる。この2点が申立書の理由として挙げられていた。

4件目についても、契約解除の申立書が業者から提出されており、下請業者との調整がつかず施工費が大幅に乖離したためと、地域住民の不満の内容が、対応できる範疇を超えていて着工できなかったということである。

2者ともいずれも着手をしていなかったということ、未着手のまま解除となっている。違約金は契約金額の10%である。

(委員長)

受注者の責めによって色々事情があるだろうが、事情によっては申し訳なかったとあって、折角契約を結んだものを辞退したというだけでも業者としては相当なお詫びがあるわけで、事情によっては追い打ちをかけて更にするのはどうかと。その辺の状況による斟酌とか程度はあるのか。機械的に契約解除を申し込んだら全部指名停止にするのか。

(事務局)

契約違反について指名停止期間が決まっており、建設工事等請負者選考委員会に諮って指名停止になる。

(委員)

2件目の業者の理由として、社長の体調が優れないということと下請業者が見つからないという2点を挙げたが、社長が体調不良でも工事進行にはそれ程大きい問題はないように思う。当然、工事受注をしたい場合には、施工能力は十分あるということを手を挙げているのだと思う。それで下請が見つからなかったということは理由にならないと思う。業者の方から申し出があったということ、契約解除に応じたということだが、市としてはその辺の理由、仮に業者が何か理由を申し立てれば自動的に解除に応じるということなのか。

(事務局)

業者が対応不可という判断で申立書が提出されており、そのようなことが許されないということで押し付けても、業者の方で出来ないと言われてしまえば、その先の違約金や指名停止の制裁があることを了承の上、解除したということになる。業者から申し出があればそのように対応する。

(事務局)

市としてもよく考えなければならないことだと思う。確かに取引では契約の自由の原則があって、契約をして定められたと

おり違約金を払えば契約解除できる、これも一つの事実だと思う。先程、委員が指摘されたように、公務の場合は、その工事の完成を待っている市民のために施工をするわけである。履行が確保されないとそれは市民サービスの低下に繋がる。ある意味行政の怠慢だと指摘される恐れもあるわけで、違約金を払えば契約を解除できるという安易なものではないと思う。相当な理由がないと本来は解除できないと考えるのが役所の立場だと思う。先程事務局で述べたものは、業者からでてきた理由をそのまま述べたのだと思うが、多分そこには表れていない事情があったのではないかと推測する。本来はこういったことがないように我々としてはきちんとやらなければならないと考えている。

(副委員長) 解約の理由の一つとして下請業者が見つからない、あるいは、揉め事があったということだが、大きな事業については下請の関係がでてくると思う。入札手続きの段階で、下請関係の状況を把握、確認するといった機会はないのか。確認できれば、このようなことも減るのではないか。

(事務局) 現在の制度では、入札の際に下請状況等の報告までは求めていない。

(事務局) 話が少し戻るが、解約の申し出を受けるまでに担当課の方で、どうしても解約するのかということで、何回か話し合いをもったということである。当然、解約すればペナルティがある。そういう状況も説明したうえで、それでもどうしてもということで申し出を受けたということである。

(委員長) 指名停止となった業者は4者であり、そのうち3者は、栃木市内の業者であるが、1者は県外の業者である。栃木市の仕事を受注した業者なのか。

(事務局) 入札参加資格の登録があるということで指名停止になったが、実際に工事は請け負っていない。

(委員) 過去に請け負った実績はあるのか。

(事務局) ない。

(委員) 4件目の業者であるが、当該事業は次の議題で審議する抽出事案②と同じか。先程説明があった住民の不満への対応とか、その辺の詳しい経緯についても次の議題で説明していただけるのか。

(事務局) 説明する。

(委員) それでは進めていただいて結構である。

【議題（２）】

（委員長）

抽出担当委員から抽出理由の説明をお願いします。

（委員）

今回抽出した４件について、抽出理由を説明する。条件付一般競争入札について、１つ目は「国庫補助事業 橋梁災害復旧工事 市道１４０１９号線（牛落橋）」。入札が不調であったということで、不調の経緯について、また、契約の解除にも関連するということであったのでもう少し詳しくその経緯を伺いたいと考えている。２つ目は「栃木・大平浄水場中央監視装置更新工事」。これは契約金額が高額であることと、参加業者が少なかったことから抽出をした。

次に指名競争だが、１つ目は「東郷堀護岸整備工事」。こちらも同様の理由で、最近入札の不調が散見され、下請の確保が困難だったのかということも含めて確認したい。２つ目は「栃木市消防本部別館キュービクル等改修工事」。比較的契約金額が高額であったことと比較的落札率が低かったこともあり抽出した。

（委員長）

審議については、１件ずつ進める。抽出事案①について事務局の説明をお願いします。

（事務局）

抽出事案①国庫補助事業 橋梁災害復旧工事 市道１４０１９号線（牛落橋）について資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格及び設定の理由・経緯（工種、格付、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者数）、入札結果（入札参加業者数、予定価格、低入札調査基準価格）～

この工事については、当初、令和２年９月２４日に開札して市内業者が落札し、請負契約を締結したにもかかわらず、先程の議題（１）で指名停止の運用状況一覧表で説明したが、受注者から契約解除の申し出があり契約解除となったため、再度入札を執行したものである。昨年度執行した最初の入札の時は、入札参加資格の地域要件について、栃木市内に本店があることとしており、この地域要件を、栃木県内に本店又は支店等の営業所があることに拡大したが、入札結果は不調であった。また、当該工事については、工事を橋梁の上部工、下部工と分割して、先月、下部工の入札を執行し、工事を分割したことで、地域要件は栃木市内に本店があることとしたが、入札に参加した業者はなく、入札結果は不調であった。こちらについて、先程委員から当初の受注者の契約解除の中で、地域住民との内容が当社で対応できるものではなかったということが契約解除の申し立てとして挙がってきたということであるが、この件について事業者はどういった不満があったのかということは、恐らく担当課では聞いていると思うが、こちらの方には届いておらず、推測するには、現場が狭隘な場所があるので、その辺の現場管理についての話があったのではないかと思う。

（副委員長）

先程の指名停止の説明で、受注者の指名停止の理由について、本市発注の請負契約を締結したにも関わらず、契約解除の

申し出があって、契約解除をしたという風に説明されている。契約が一度成立してそれを後々解除されたということであるが、そうすると入札は落札して、その後業者は決定したが結局事業は遂行されなかったということで、これは不調にあたるのか。入札は整ったが、それが履行されなかったということで、不調という形で処理していいのか。

(事務局) 抽出議案は、受注者が契約解除したことを受けて、再度、入札をしたものである。再入札をした結果、入札した業者がいなかったことで不調になったものである。

(副委員長) 二度目の入札か。

(事務局) そのとおりである。これは二度目の入札である。

(副委員長) 指名停止の説明があったのは、一度目の時か。

(事務局) そのとおりである。

(副委員長) 全く同じものではないということか。

(事務局) 工事は同じだが、指名停止を受けたのが一回目の入札で、また業者を決めなくてはならないということで、二回目の入札をしたところ、結果は不調であったということである。

(副委員長) 了解した。

(委員) 二回目が不調ということで、先程の説明だと、更にこの工事を分割して、入札をしたがそれも不調だったということであった。この不調の原因は工事金額が安いからなのか。それとも近隣住民が関係した工事のやりづらさがあるのか。この橋梁が出来ないと、この地域の住民も不便を被るわけである。現場に行ったわけではないのでどのような状況かは分からないが、近隣住民の方にとっても、復旧されないと不便を被ると想像するのだが、工事を進めるにあたり、住民の方々の話し合いの余地はあるのではないかと思うのだが。不調の原因が、本当に近隣住民との問題なのか、金額の問題なのか、その辺どうなのか。

(事務局) 不調になってしまった理由については、三回目の入札をした時に、事前に設計書に対する質問事項があった。その中では、重機等が入る仮設道路を作ってほしいというような要望の質問があったが、それに対して担当課から設計書どおりで施工可能と回答をしたこともあり、市で考えている設計と、業者で考えている施工状況というのが、差が大きかったということで応札していただけなかったのではということが理由の一つであると考えている。

(委員) 業者側とすれば、仮設道路を敷設して、重機を入れないと工事を進めにくいから仮設道路の設置費用をみてほしいというこ

となのか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) 市側は、設計どおりで施工可能ではないのかということで、意見が折り合わず不調になってしまったということか。その近隣住民の問題というのは大きなものではないのか。

(事務局) 近隣住民は安全管理だとかそういったことを心配されているし、橋梁であるので一日でも早く復旧してほしいと思う。

(事務局) 地元住民との対応ということであるが、この橋を利用している戸数は3軒ということを知っている。この橋が落橋したことによって、上流と下流に橋があり、迂回路を設置して通行の方は確保できている状況であることは担当課から伺っている。先程の地元住民と揉めたということだが、元々この橋に対して現況の幅員が2.0mしかないが、地元とすればもう少し橋を広げてほしいという要望があるという話も伺っている。ただ、今回は災害復旧であり、原形復旧ということで工事は発注するので、それは請け負った業者の責任ではないが、そういった地元からの要望があった点が原因ではないのかと推測する。ただ今の状況としては、先程申し上げたように迂回路を設置しているので、多少の不便は生じているかもしれないが、生活の方は確保されている状況である。あと、応札者がいなかったということについては、先程仮設という話があったが、今回の設計の中では、原形復旧であり、例えば、杭を打つような設計になっているが、杭の本数が6本と非常に少ない状況である。杭を1本打つためにも10本打つにも同じ機械を持ってこなくてはならないわけで、そういった点で本来なら割高になるような設計をしなくてはならないのだが、その辺の設計が業者の思惑と市の設計が乖離していたのではないかと考えている。業者も幾つも見学を経験しているから、設計内容と設計金額が中々合わないのではないかとということで、敬遠されたのではないかと考えている。

(委員) 事案の再入札があって、その後に再々入札がされたということであるが、落札者がいて実際に施工されたということか。

(事務局) 3回目の入札についても不調である。

(委員) 3回目も不調であったのか。それは、やはり設計とか仕様は変えなかったということか。

(事務局) 3回目の時に事前に設計書に対する質問があったが、業者の要望、意見については設計とおりの回答をしたことも原因の一つかと考えている。

(委員) そうするとこの工事は当初から1年は遅れているかと思う。今後の予定はどうか。

(事務局) 設計書の見直しや、このまま入札をするのであれば、3回目については地域要件を市内業者にしたので、それを広げるような対応が考えられる。

(事務局) 今後について、上層部と相談をしたが、最初の入札の落札者が契約を解除して、その後再度入札にかけても不調となり、どこの業者も手をださない状況で、恐らく今のままでいくら発注をかけても、この工事に手をだす業者は見込めない状況である。この橋が落橋したのは台風19号によるものであるが、災害復旧事業として取り組むのは難しいというような方向に傾いている。災害復旧である場合には、元通りのものを造るのが、元通りの橋というのは2mしかなく、地元の要望に応えるべく、もっと広いものを造らないとうまくいかないであろうということであるが、それでは災害復旧事業ではない形で工事を行うことになる。この場所は、栃木県で河川の改修工事を進めており、その河川の改修工事に併せて橋を架けかえるということで、県が対応し、市は負担金を支払うという方法もあるのではという方向に傾きつつある。先程、橋を利用する戸数は3軒との話があったが、住民登録があるのは3軒で8人である。ただ、実際に住んでいるのは7人しかいないが、7人だけではなく、橋の反対側にいる地域住民が奥にある山に出入りするための通行もある。市全体からみれば利用者は極めて少ないが、地域住民にとっては必要な橋で、できれば早く橋を架けたいという思いはあるが、業者も手をださない状況なので、市の方はこれ以上入札にかけても難しいのではないかと考えている状況である。

(委員) 対応は検討中ということか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) 了解した。

(副委員長) この案件について、3回実施して3回とも不調ということであるが、予定価格は3回とも同じ価格なのか。

(事務局) 単価というのは、適用する時期によって変わるため、多少変わっている。3回目については、工事を橋梁の上部工・下部工と分割しており、金額は変わっている。

(委員) 分割するということは業者も分けるということか。

(事務局) 3回目は下部工ということで入札をかけた。

(委員) 別件にするわけか。

(事務局) そのとおりである。

<審議結果>

～抽出事案①了承～

(委員長) 抽出事案②について説明をお願いします。

(事務局) 抽出事案②栃木・大平浄水場中央監視装置更新工事について資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格及び設定の理由・経緯（工種、格付、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者数）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、低入札調査基準価格、落札金額、落札率）～

入札参加したのが3特定JVと少なかったことについては、この工事は、「栃木市建設共同企業体取扱要領」により、設備工事の場合、工事規模がおおむね1億円以上は、特定JVを活用していることから、2者により特定JVを結成することとしていたが、そもそも代表構成員又はその他の構成員になれる者は9者で、その他の構成員になれる者は10者ということから、結果、3特定JVとなってしまったものと思われる。

<質疑応答>

(委員) 電気関係の大きな工事は、毎回、受注した特定JVの代表構成員（以下A社）が絡んだ受注が多いような記憶があるが、栃木市内は大きな電気工事に対応できるような業者はあまりないのか。結構金額が高い工事はこちらの業者が受注しているような記憶である。

(事務局) 水道事業関係については、ポンプのメーカーが特定のメーカーに偏っている傾向がある。また、旧栃木市や旧大平町で採用していたメーカーが違っていった部分もあるが、旧栃木市においては、A社のテレメーターシステムが入っている。その辺がA社以外の業者が、水道に関しては落札しにくい状況が生じているのではないかと想定する。

(委員) A社が大体受注していたような記憶がある。

(事務局) テレメーターシステムの運用自体もA社の関連会社に委託している部分もあると思う。

(委員) これは電気機器の更新であるが、工期が270日と長い。テレメーター盤の交換なので、そんなに工期は長くなくても済むのではないのか。或いは地域要件が地元でなくてもいいのかと考える。そういうことで要件としては地域要件を変えた方がいいというか、実際これだけ工期は必要ということなのか。

(事務局) 工程については、受注してから製品を個別に作るオーダーメイドになるので、制作日数というのは必要になってくる。

(事務局) 先程の栃木市内に大きな工事に対応できる業者はいないのかという質問だが、一般的な建物だと2億や3億円程度の電気工



事でも市内の業者で対応している。対応可能な業者がないわけではないので、A社と組むような形になっているのかと思う。それ以外の業者でもできないわけではないと思う。

(委員) 整合性とかでA社に対応してもらった方が良いということか。もちろん金額で落札しているので特にそういうことではないのかもしれないが。やはり安心感というのはあるのか。

(事務局) 技術的にはどこの業者が対応しても問題はないと思う。

(事務局) ただその傾向があまりにも強いと、入札の意味が薄れ、競争性というのが失われてしまう。すべての契約に言えることだが、我々も注意しなければならないと思っている。

<審議結果> ～抽出事案②了承～

(委員長) 抽出事案③について、説明をお願いします。

(事務局) 抽出事案③東郷堀護岸整備工事について資料に基づき説明。  
～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、指名業者選定の理由及び経緯（工種、格付、建設業の許可、指名対象業者数、指名業者数）、入札結果（不調、予定価格、最低制限価格）～  
当初この工事はもっと早く入札を執行する予定であったが、令和元年東日本台風（台風第19号）による災害の復旧工事などの影響を受け、資材と職人の手配が難しい状況にあったため、入札時期をずらして執行したが、この入札については、不調となってしまったと推察される。この指名業者については、地理的条件である、施工箇所から業者の営業所までの距離により選考したが、不調となってしまったため、業者の受注状況等も勘案し、指名業者を替えて約1か月後の3月18日に、再度入札を執行して、落札者を決定している。

<質疑応答>

(委員長) 資料6 ページの No. 3 と No. 2 が対なのか。

(委員) No. 2 が再入札か。

(事務局) そのとおりである。No. 3 が1番目に入札したもので、No. 2 が2番目になる。

(委員) 並び順のルールは。発注順ではないのか。

(事務局) 工事種別で分けた後、契約金額順になる。No. 2 に関連するため、不調案件を下段に記載した。

(委員) 備考欄に何番の再入札と付記すると分かりやすい。

(事務局) 承知した。

<審議結果>

～抽出事案③了承～

(委員長) 抽出事案④について説明をお願いします。

(事務局) 抽出事案④栃木市消防本部別館キュービクル等改修工事について資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、指名業者選定の理由及び経緯（工種、格付、建設業の許可、指名対象業者数、指名業者数）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、最低制限価格、落札金額、落札率）～

指名競争入札の平均落札率が95.19%にもかかわらず、当工事の落札率が89.80%と低かったのは、工種が電気に登録がある格付がB級の市内業者は18者であるが、B級の業者が対象となる電気工事は少なく、また、予定価格も高いことから、落札業者の受注意欲が高かったためと推察される。

<質疑応答>

(委員) キュービクル「等」というのは、中の設備とかも全てか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) これは質問ではなく感想になるが、先程の2件目の抽出事案も電気機器に関する工事で、こちらでも電気機器に関する工事で、電気機器に関してはなかなか競争性を確保するのは難しい分野であると思う。こちらの方は、契約金額も小さいということもあって実際に受注できる業者も多いということだと思う。十分に競争性が確保されていると思うが、この辺りというのはなかなか特殊な世界なのか。こういった分野で入札者を確保するのは難しいものなのか。先程の契約の方も、設計を分けて発注することも可能ではないかと思うのだが、やはり一括して発注した方が良いということなのか。

(事務局) 工事を分割発注して、その分受注機会を増やすという考えもあるし、工事を纏めて発注することによって、金額が安くなるということもあるので、場合によってだと考える。

(事務局) 先程のA社の件に関連してだが、例えばA社を排除して市内業者だけに発注した場合、結局A社に下請ではなく、上請みたいな形をお願いするようになってしまうので、そうした時に入札に際して、A社から見積をとって業者が応札するとなると、A社の言い値で応札しなくてはならないことになり、逆に落札率が高くなるということがあるのではと考えるところである。

(委員) 先程の趣旨は、市内に支店をもつのがA社しかないなら支店営業所を外せば他の大手も参加するのではないのかと思った。

<審議結果>

～抽出事案④了承～

(委員長) 議題（3）その他について。

(事務局)

入札制度に関連して2点お知らせがある。

先ず1点目は、契約に関することになるが、資材の購入や、下請け業者の確保など建設工事の始めに、必要な資金を手当てするために、契約金額の一部を支払う前金払について、栃木市では、請負代金の額が500万円以上の建設工事を対象としていたが、受注者の資金調達の円滑化を図るため、対象となる請負代金の額の下限を500万円以上から130万円以上に変更している。今年の4月1日以後に締結する契約から適用している。

2点目は、建設工事の施工時期の平準化の取組として、余裕期間制度を運用している。余裕期間制度とは、通常の工事は、契約日から7日以内の日を工事着手日と発注者が決めているが、建設資機材の調達や労働力の確保のため、契約日の翌日から実工期の30%以内、かつ60日を超えない範囲で工事着手期限日を発注者が設定し、受注者は工事着手期限日までの任意の日を工事着手日と決めることができるという制度であり、「栃木市余裕期間設定工事試行要領」を制定し、今年の4月1日以後に入札公告又は指名通知するものから適用している。

(事務局)

閉会を宣言する。

～終了～